

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令 の公布に伴うDBへの影響について

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、規約型企業年金＝規約型DB、基金型企業年金＝基金
- ・確定拠出年金＝DC、企業型年金＝企業型DC、個人型年金＝個人型DC
- ・企業年金連合会＝企年連、国民年金基金連合会＝国基連
- ・確定給付企業年金法＝DB法、確定給付企業年金法施行令＝DB令、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則
- ・確定拠出年金法＝DC法、確定拠出年金法施行令＝DC令、確定拠出年金法施行規則＝DC規則
- ・通知「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)＝法令解釈通知
- ・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知
- ・通知「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」
(平成19年11月15日年発第1115004号)＝DBにおける加入者原簿の記録の適正な管理等について
- ・通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」
(令和3年9月1日年企発第0901第2号)＝算定通知
- ・通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」(令和3年9月27日年企発0927第3号)＝限度額通知

2022年3月

明治安田生命

- ◆確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（以下「税改省令」）の令和4年1月21日公布（注1）とともに関連通知が発出（注2）され、企業型DCの拠出限度額に関する経過措置の適用終了要件等が示されました。
- ◆改正内容は、パブリックコメントの内容から変更ありません（注3）。

1. 税改省令附則関係

○企業型DCの拠出限度額に関する経過措置の適用終了要件等

- ・税改政令（注4）附則第2項の厚生労働省令で定める場合（経過措置の適用終了要件）は、税改政令附則第2項本文の適用を受ける企業型DCを実施している事業主（以下「適用対象事業主」）が、次の①～④に該当したとき

- | |
|--|
| ①施行日以後を適用日として企業型DC規約のうち「事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項（注5）」を変更する規約変更を行った場合 |
| ②他制度に加入する者に係る事業主掛金（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、企業型年金加入者掛金を含む）について、改正前の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出した場合（注6）（①に掲げる場合を除く） |
| ③施行日以後に新たにDBの実施事業所となった場合（注7） |
| ④税改省令の施行の際現にDBを実施しているときは、
(a)「DBの給付種類、受給要件、額の算定方法及び給付の方法に関する事項（注8）」について、財政再計算（注9）を伴う規約変更を行った場合（注10）
(b)DBの実施事業所でなくなった場合（注11） |

- ・経過措置の適用終了要件に該当したときは、適用対象事業主は速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知(注12)

○DB規約変更の特例:

- ・規約型企業年金であって、令和6年12月1日前に、財政再計算を行うことなく他制度掛金相当額に関する事項をDB規約に定める規約変更は「特に軽微な変更」に該当

○施行時期: 令和6年12月1日

ただし、DB規約変更の特例は、令和4年1月21日

【税改政令によるDC令改正以降のDCの拠出限度額】

(MY企業年金通信No.2021-05抜粋・加工)

	改正後(月額)	改正前(月額)
企業型DCの 事業主掛金額	5.5万円－DB等(※)の他制度掛金相当額 (経過措置あり)	2.75万円
個人型DCの 掛金額	5.5万円－(企業型DCの事業主掛金額＋ DB等の他制度掛金相当額) (ただし、2万円を上限)	2.75万円－企業型DCの事業主掛金額 (ただし、1.2万円を上限)

(※)DB、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度及び石炭鉱業年金基金をいう

【税改政令施行時以降におけるDC掛金額（企業型DCは事業主掛金額）の影響例】

（MY企業年金通信No.2021-05抜粋・加工）

<企業型DC加入者への影響>



【経過措置の適用終了要件】（企業型DC）

令和6年12月前に企業型DCとDBの両制度を実施し、令和6年12月以降も両制度を実施している場合、DC掛金額に経過措置（拠出限度額27,500円維持）が適用されますが、企業型DCで下表①～③に該当した場合は経過措置が終了します。なお、令和6年12月前はDBのみ実施し、令和6年12月以降に企業型DCを実施する場合は税改政令による改正後のDC令が適用されます。（拠出限度額「55,000円－他制度掛金相当額」）

- ①DC法第3条第3項第7号に掲げる事項（事業主掛金の額の算定方法等）の規約変更を行った場合
- ②月額2.75万円を超えて、企業型DC掛金額を拠出した場合（①を除く）
- ③施行日以後に新たにDBの実施事業所となった場合（加入・新設）

【経過措置の適用終了要件】（DB）

令和6年12月前に企業型DCとDBの両制度を実施し、令和6年12月以降も両制度を実施している場合、DC掛金額に経過措置（拠出限度額27,500円維持）が適用されますが、DBで以下の④(a) (b)に該当した場合は経過措置が終了します。なお、令和6年12月前はDBのみ実施し、令和6年12月以降に企業型DCを実施する場合は税改政令による改正後のDC令が適用されます。（拠出限度額「55,000円－他制度掛金相当額」）

④(a)DB法第4条第5号に掲げる事項（給付に関する事項）の財政再計算を伴う規約変更を行った場合

（「経過措置の適用終了」となるDB規約変更の対象範囲）

- ＜DB規約例＞
- ・第3章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与
 - ・第4章 給付
 - 第1節 通則、第2節 老齢給付金、第3節 脱退一時金、
 - 第4節 障害給付金、第5節 遺族給付金

（財政再計算に係る経過措置の適用終了要件等）

- ・「給付設計の変更」事由による財政再計算(※1)は経過措置の適用終了要件に該当(※2、3)
 - ・「給付設計の変更」以外の事由による財政再計算(※1)は経過措置の適用が継続可能(※3)
- (※1) DB法第58条第1項に基づく定例の財政再計算を含む
- (※2) 「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合(※4)」は財政再計算が不要なので経過措置の適用が継続可能
- (※3) 給付設計の変更と同時に他の規約事項を変更して財政再計算を行った場合は、同時期に給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否に基づいて経過措置の適用終了要件の該当を判定
- (※4) 給付設計の変更によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は、非該当

④(b)DBの実施事業所でなくなった場合

【DB規約変更の特例】

令和6年12月1日前に財政再計算を行うことなく、他制度掛金相当額に関する事項をDB規約に定める規約変更については、以下のとおり行政届出可能です。

- ・規約型企业年金は「特に軽微な変更」
- ・基金型企业年金は「軽微な変更」

当社幹事の規約型および基金型企业年金については、財政決算や定期的な財政再計算等にあわせ、令和4年5月以降に順次、変更規約等をご案内する予定です。

(MY企業年金通信No.2021-05抜粋)

【DB規約変更例】

変更後	変更前
(標準掛金) 第〇〇条 (略)	(標準掛金) 第〇〇条 (略)
<u>(確定給付企業年金の掛金相当額)</u> <u>第〇〇条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、月額△円とする。</u>	
(特別掛金) 第□□条 (略)	(特別掛金) 第□□条 (略)

2. 確定拠出年金法施行規則の改正

○主な改正内容：

DB事業主等（注13）は電磁的方法により、次の①～④のDB加入者情報を企年連（注14）経由で国基連に通知することを義務化

①基礎年金番号・性別・生年月日 ②事業主等名称 ③他制度掛金相当額 ④他の必要情報（注15）

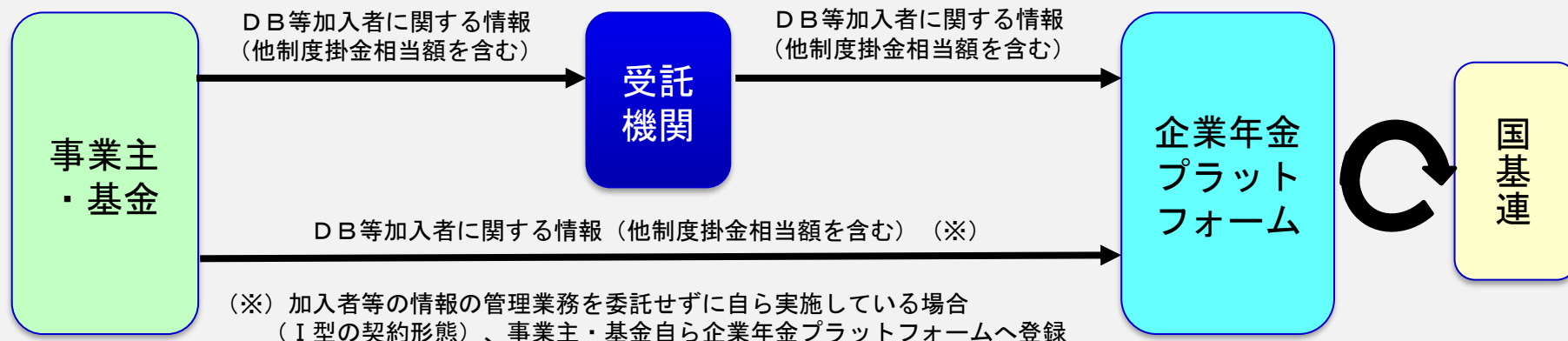
○施行時期：令和6年12月1日

（DB加入者情報の提出義務化）

毎月末日現在における上述①～④のDB加入者情報をデータにより、当該月の翌月末日までに、企年連経由で国基連に通知する必要があります。なお、弊社幹事の規約型および基金型企業年金については、弊社よりDB加入者情報を企年連経由で国基連に通知します。

（2021年12月ご案内資料『確定給付企業年金実施事業主・基金の対応事項について』ご参照）

（イメージ）



3. 確定給付企業年金法施行規則の改正

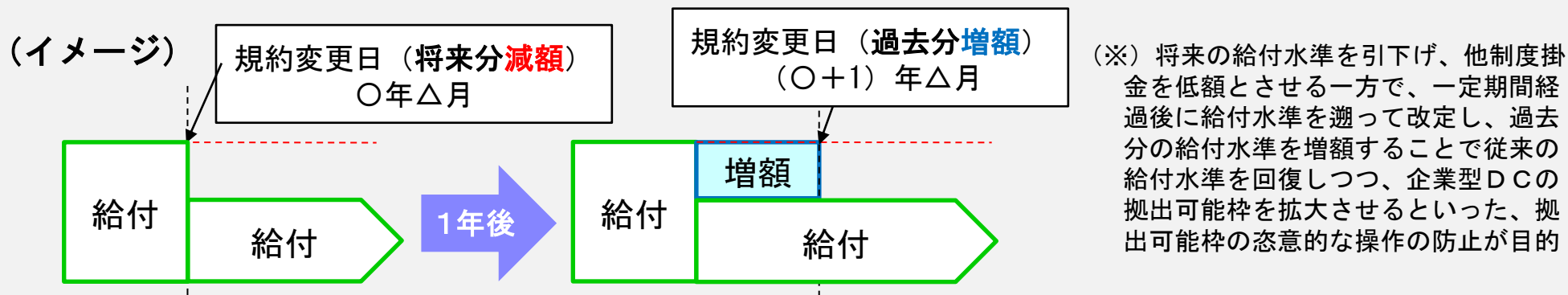
○主な改正内容：

- (1) DB代表（注16）によるDB事業主への規約変更内容及び変更日に関する情報の遅滞なき提供
- (2) 規約変更日前の期間に係る給付増額（注17）をその他の給付の設計の軽微な変更から除外
- (3) 事業主から基金への資格取得・喪失の届出期限を現行（注18）と翌月14日の早い日に変更

○施行時期：令和6年12月1日

（規約変更日前の期間に係る給付増額）

企業型DCを実施している事業主が行う過去分の給付増額については、企業型DCの拠出限度額に影響を与える可能性があるため、行政への承認（認可）申請が必要となりました。（※）



（DB代表によるDB事業主への情報提供）

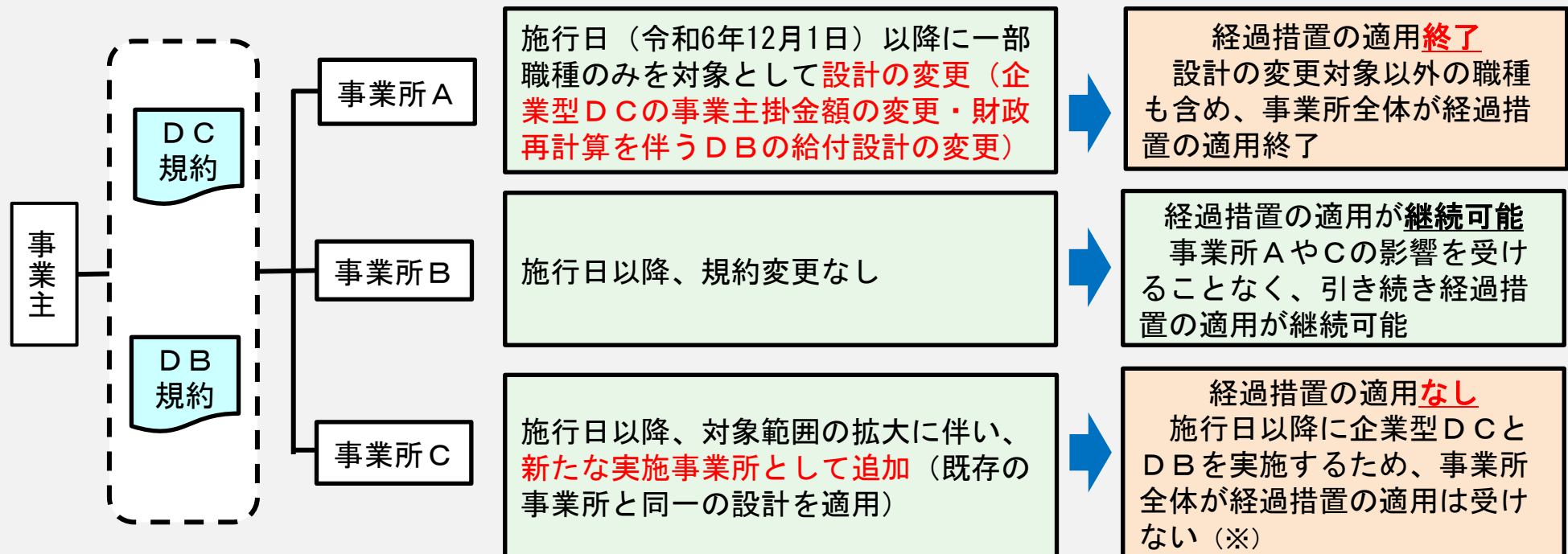
他制度掛金相当額が企業型DCの拠出限度額に影響するため、規約変更を行う場合、DB代表事業主および基金は、遅滞なく、実施事業所の事業主に「変更内容」「変更日」に関する情報提供を行う必要があります。

【経過措置の管理】

○経過措置の適用は、以下の理由により企業型DC規約ごとの実施事業所単位で管理

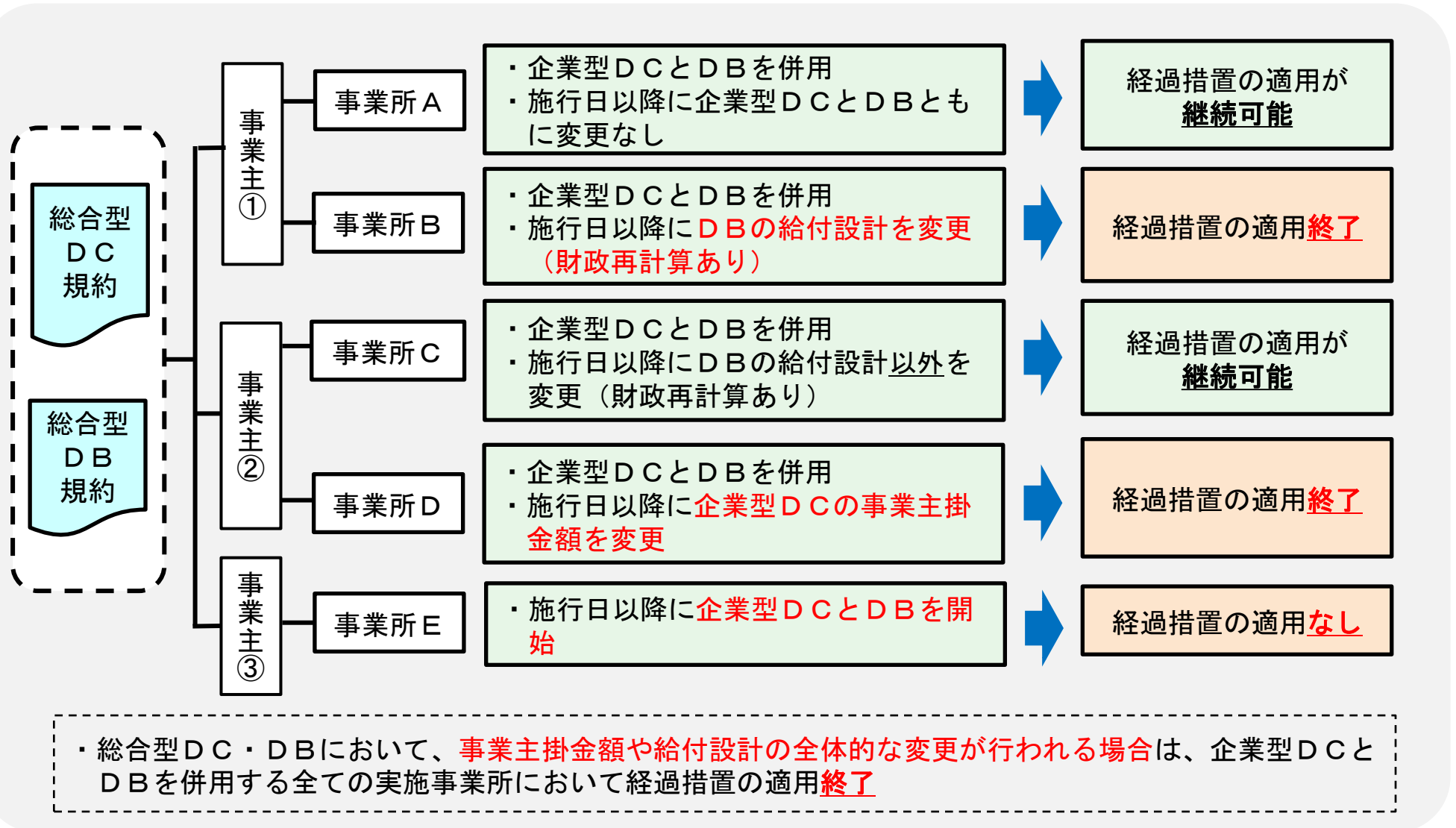
- ・経過措置は、施行の際にDBを併用する事業主が実施している企業型DC規約に適用
- ・企業型DC規約は、厚生年金適用事業所を実施事業所として実施するもの

(例1) 同一の事業主の下で実施事業所が2以上ある場合



(※) 事業所Cを厚生年金適用事業所とせずに他の事業による厚生年金保険の一括適用を受ける場合は、事業所Cの追加は当該一括適用事業所における加入者範囲の追加となる。このため、当該一括適用事業所に経過措置が適用されていれば、変更後も事業所Cを含めた一括適用事業所全体に対して経過措置の適用が継続可能

(例2) 総合型DC・DBの場合

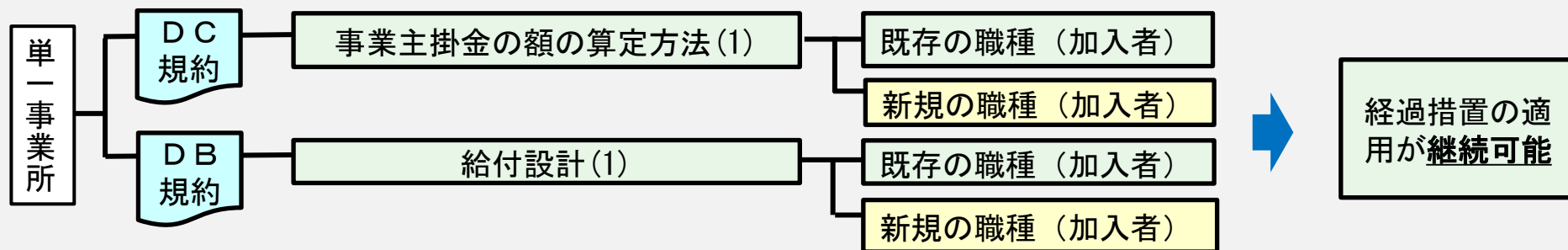


【経過措置の管理】

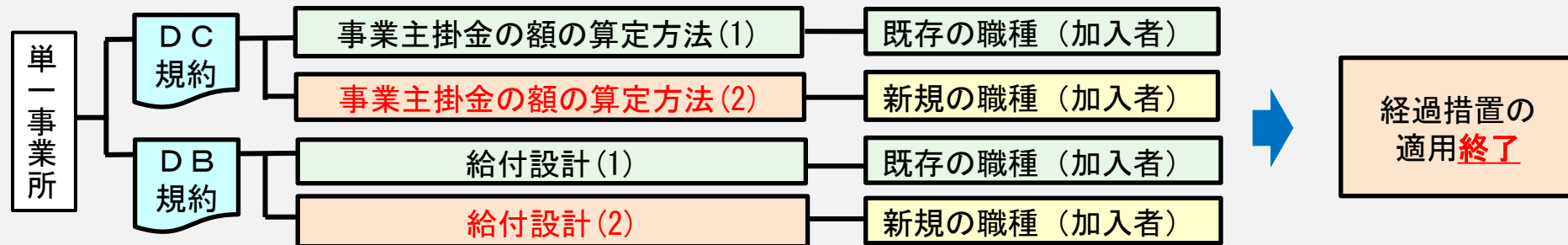
○一つの実施事業所の従業員のうち一部のみを企業型DC・DBの加入者としている場合において、一定の資格を新設・変更する規約変更を行って加入者範囲を拡大し、新たに追加される加入者に対して既存の加入者と同じ事業主掛金額・給付設計を適用する場合、当該実施事業所は経過措置の適用が継続可能

ただし、新たに追加される加入者に対して、既存の企業型DC加入者と異なる事業主掛金額や、既存のDB加入者と異なる給付区分を設けたりする場合は、当該実施事業所は経過措置の適用終了

(例3) 一定の資格を変更し、既存の設計を適用



(例4) 一定の資格を変更し、新たな設計を適用



【実施事業所の統合・分割や組織再編等に伴う経過措置の取扱い】

(1) 同一の事業主のもとで実施事業所の統合・分割が行われる場合は、企業型DC規約及びDB規約において実施事業所の増加・減少を伴うことが想定される

このうち「実施事業所の増加」の場合は、当該実施事業所は「企業型DC・DBの新規実施」に該当することで経過措置の適用終了となるが、以下の事項のいずれにも該当する場合は、基本的に経過措置の適用が継続可能

- ・ 増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ企業型DC規約又はDB規約を適用すること
- ・ 経過措置の終了事由である事業主掛金額の変更・給付設計の変更に該当しないこと
- ・ (実施事業所の統合の場合) 実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において経過措置の適用なしの対象となるグループが存在しないこと (経過措置は企業型DC規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で経過措置の適用なしと適用ありが混在することは不可)

【実施事業所の統合・分割や組織再編等に伴う経過措置の取扱い】

- (2) 組織再編等（代表的な組織再編等には合併、会社分割、株式交換及び株式移転のほか、事業譲渡がある）が行われる場合は、企業型DC規約及びDB規約において、実施事業所の事業主の変更、実施事業所の統合・分割又は加入者（若しくは実施事業所）の移転のいずれかが行われることが想定される

組織再編等に伴って実施事業所の統合・分割が行われる場合は、実施事業所の事業主の変更を伴う場合であっても、変更前後の事業主を実質的に同一とみなすことにより、実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱いと同様の取扱いとする

- (3) 組織再編等に伴って他の企業型DC規約又はDB規約に事業所ごと移転させる場合は、移転先規約において新たな実施事業所の追加となるため、当該事業所に対する経過措置は適用終了となる

ただし、移転DB加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、経過措置の適用が継続可能

- (4) (1) から (3) に示した取扱いは、実施事業所の統合・分割や組織再編等に当たって、企業型DC・DBの新規実施として扱わずに特例的に経過措置の適用を継続させるもの

このため、これらのケースに該当する企業型DC規約又はDB規約の変更を行う際には、実施事業所の統合・分割や組織再編等の事実を示す書類等の提出が必要

【実施事業所の統合・分割や組織再編等に伴う経過措置の取扱い】

(5) (4) の書類等の提出を必要とする規約変更は以下のとおり

- ・ 事業所の統合・分割に伴って実施事業所の消滅や追加が生じる場合であって、特例的に実施事業所の経過措置の適用の継続を図る場合
- ・ 組織再編等に伴って事業主を変更する場合であって、実施事業所の経過措置の適用の継続を図る場合

(6) (4) の提出書類は以下のとおり

①企業型DCの経過措置の適用の継続に係る申立書

- ・ 経過措置の適用を継続する実施事業所の名称・所在地、
- ・ 継続することとなった理由（事業所の統合・分割の場合に限る）、
- ・ 変更前後の事業主の名称・住所及び変更することとなった理由（組織再編等の場合に限る）等を記載したもの

②事業所の統合・分割の事実を示す書類

- ・ 事業所の統合・分割を決議した取締役会の議事録の写し等

③組織再編等の事実を示す書類

- ・ 法人登記簿謄本、会社の合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、事業分割に係る計画書等

【DB規約の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い】

○経過措置の適用中の実施事業所が、DB規約の統合・分割（※1）によって全部又は一部の加入者の権利義務を他のDB規約に移転させ、当該移転先規約において実施事業所として新たに加わる場合において、移転加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、当該実施事業所に対して、経過措置の適用終了要件である「DBの開始」として扱わずに経過措置の適用が継続可能（※2）

（※1）具体的には、以下の場合が該当

- I. DB法第74条に基づく規約の統合
- II. DB法第75条に基づく規約の分割
- III. DB法第76条に基づく基金の合併
- IV. DB法第77条に基づく基金の分割
- V. DB法第79条に基づく権利義務の移転
- VI. DB法第80条に基づく規約型から基金への移行
- VII. DB法第80条に基づく基金から規約型への移行

（※2）この場合、移転先規約変更時の数理書類（「給付の設計の基礎を示した書類」の「規約の変更に伴う給付の額の減額」部分の備考欄）において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前と同一である旨を記載する

【DB規約の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い】

○DB規約の統合・分割等において、上記のように新たに移転先規約において実施事業所となる場合は、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲（※3）である場合についても、当該実施事業所に対して経過措置の適用が継続可能（※4）

（※3）具体的には、移転先規約に従前の給付設計を維持したまま移転させた上で（ステップ1）、移転後に実際に適用される給付設計に変更した（ステップ2）と仮定した場合において、ステップ2の給付設計変更に係る財政再計算の要否判断（積立状況や次回の財政再計算の時期等を考慮せずに、給付情率等給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率等の計算基礎率への影響のみに基づいて仮想的に判断するもの）を行い、「不要」と判断される場合に限る。

（※4）この場合、移転先規約変更時の数理書類（「掛金の計算の基礎を示した書類」又は「財政再計算報告書」の備考欄）において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前規約と比べて軽微な変更の範囲である旨を記載する

(注1) 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第13号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20220121/20220121g00015/20220121g000150001f.html>

(注2) 通知「『税改省令』の公布について」(令和4年1月21日年発0121第1号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210966.pdf

通知「『DB制度について』等の一部改正について」(令和4年1月21日年発0121第3号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210969.pdf

通知「DCの拠出限度額の見直しについて」【一部改正】(令和4年1月21日年企発0121第1号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210970.pdf

通知「『DBの規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和4年1月21日年企発0121第3号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210972.pdf

通知「『DCにおける他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について』の一部改正について」

(令和4年1月21日年企発0121第5号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210974.pdf

(注3) パブリックコメントの結果について

省令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000229721>

通知 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000229763>

(注4) 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990006f.html>

(注5) DC法第3条第3項第7号に掲げる事項

(注6) 企業型DC規約において、DC法施行令第11条を引用することによって、拠出する事業主掛金額が「5.5万円－他制度掛金相当額」で算定される事業主において、他制度掛金相当額が2.75万円を下回ると、拠出する事業主掛金が自動的に2.75万円を超えることになります。また、給与に一定の率を乗じることで掛金額を算出する企業型DC規約の場合も、自動的に2.75万円を超えることがあります。こうした場合に、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更がないに関わらず、事業主掛金が自動的に2.75万円を超え拠出されることを防ぐため、改正前の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出しようとする場合(改正後を適用する場合)も経過措置の適用を終了することとしたもの

(注7) 石炭基金会員、学校法人等及び厚生年金基金の設立事業所となる場合を含む

- (注8) DB法第4条第5号に掲げる事項。具体的には、確定給付企業年金規約例(事務連絡)のうち規約型確定給付企業年金の場合における第3章第7条～第8条、第4章第10条～第38条が該当(企業型確定拠出年金の拠出限度額に係る経過措置に関するQ & Aの5番の回答)
- (注9) DB法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の規定に基づく掛金の額の再計算
- (注10) 石炭鉱業年金基金、厚生年金基金(プラスアルファ部分)についても同様の場合
- (注11) 石炭基金会員、学校法人等及び厚生年金基金の設立事業所でなくなった場合を含む
- (注12) 適用対象事業主が、DC法第2条第7項第1号に規定する記録関連業務の全部を行う場合はこの限りではない
- (注13) DB事業主及び基金
- (注14) 加入者及び加入者であった者に関する情報の管理業務を、DB法第93条に規定する法人に委託している場合には、通知を当該法人及び企業連の順に経由して行う
- (注15) 国基連が必要と認めるもの
- (注16) DB規則第8条第2項に定める二以上の事業主で実施するDB制度の代表事業主。基金の場合は、基金
- (注17) 当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型DCを実施している場合に限る
- (注18) 資格取得・喪失日から起算して30日を経過する日

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第7条 (赤字が改正部分)	規約の軽微な変更等	
	改正後	改正前
	DB法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～三(略) 四 DB法第4条第5号に掲げる事項(労働協約等の変更によりDB法第27条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更(給付の額を減額する場合及び規約の変更が効力を有することとなる日(第85条の3において「規約変更日」という。)前の期間に係る給付の額を増額する場合(当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合に限る。))を除く。)<u>がある場合</u>に限り、第9号に掲げる事項を除く。) 五～十三(略) 2(略)	DB法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～三(略) 四 DB法第4条第5号に掲げる事項(労働協約等の変更によりDB法第27条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更(<u>給付の額の減額に係る場合</u>を除く。))に限り、第9号に掲げる事項を除く。) 五～十三(略) 2(略)

(注)確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第13号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20220121/20220121g00015/20220121g000150001f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第22条 (赤字が改正部分)	基金の加入者の資格取得の届出	
	改正後 基金型企業年金(DB法第29条第1項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主は、その使用する者がDB法第26条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、<u>その資格を取得した日から起算して30日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日まで</u>に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～三(略)	改正前 基金型企業年金(DB法第29条第1項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主は、その使用する者がDB法第26条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、<u>30日以内</u> に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～三(略)
第23条 (赤字が改正部分)	基金の加入者の資格喪失の届出	
	改正後 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者がDB法第27条の規定により加入者の資格を喪失したときは、<u>その資格を喪失した日から起算して30日を経過する日又は当該資格を喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日まで</u>に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～四(略)	改正前 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者がDB法第27条の規定により加入者の資格を喪失したときは、<u>30日以内</u> に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～四(略)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第24条の3 （赤字が改正部分）	給付の現価相当額の計算方法 改正後 DB令第23条第4項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一 予定利率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率（受託保証型DBにあつては、契約者価額の計算に用いる予定利率） イ DB令第23条第1項第1号の現価相当額を計算する場合 次に掲げる率のうち最も低い率 （1） 前回の財政計算（財政再計算及び第49条第1号又は第2号に規定する場合における掛金の額の計算をいう。以下同じ。）の計算基準日（第49条及び第57条第1項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。）以降の日における第43条第2項第1号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）のうち、最も低い下限予定利率 （2）～（3）（略） ロ～ハ（略） 二（略）	改正前 DB令第23条第4項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一 予定利率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率（受託保証型DBにあつては、契約者価額の計算に用いる予定利率） イ DB令第23条第1項第1号の現価相当額を計算する場合 次に掲げる率のうち最も低い率 （1） 前回の財政計算（財政再計算及び第49条第1号から第3号までの規定による掛金の額の計算をいう。以下同じ。）の計算基準日（第49条及び第57条第1項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。）以降の日における第43条第2項第1号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）のうち、最も低い下限予定利率 （2）～（3）（略） ロ～ハ（略） 二（略）
第85条の3	規約の変更に係る事業主への情報提供（新設） 第8条第2項の代表は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主（当該代表を除く。）に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。 2 基金は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DC規則 第61条の2 第3項～第4項 (新設)	国基連への情報提供 3 DBの事業主等は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げるDBの加入者に関する情報を当該月の翌月末日までに、企年連を経由して国基連に通知しなければならない。 - 一 基礎年金番号、性別及び生年月日 - 二 DBを実施する厚生年金適用事業所又は当該厚生年金適用事業所の事業主の名称 - 三 他制度掛金相当額（当該DBの加入者に係る他制度掛金相当額に限る。） - 四 前各号に掲げるもののほか、当該DBの加入者に係る個人型年金加入者掛金の額がDC法第69条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報（国基連が必要と認めるものに限る。） 4 DBの事業主等は、DB法第93条の規定によりDBの加入者等（同法第60条第1項に規定する加入者等をいう。）に関する情報の管理に係る業務を同法第93条に規定する法人に委託している場合には、前項の規定による通知を当該法人及び企年連の順に経由して行うものとする。	
第61条の2 第6項 (改正前第3項) (赤字が改正部分)	国基連への情報提供 改正後 <u>6</u> 第1項、<u>第3項及び前項</u>の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。	改正前 <u>3</u> 第1項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
税改省令 附則第1条	施行期日 この省令は、令和6年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 - 一 第1条及び附則第3条第1項の規定 令和4年10月1日 - 二 附則第4条の規定 公布の日
附則第2条	拠出限度額に関する経過措置 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。第1号及び附則第4条において「改正政令」という。）附則第2項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 - 一 改正政令附則第2項本文の規定の適用を受ける企業型DCを実施している事業主（以下「適用対象事業主」という。）が、DC法第5条第1項の承認を受けて同法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更した場合 - 二 適用対象事業主が拠出するDC令第11条第2号に掲げる者に係る事業主掛金（DC法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金をいう。以下同じ。）の額（同法第2条第8項に規定する企業型DC加入者が同法第3条第3項第7号の二に規定する企業型DC加入者掛金を拠出する場合にあっては、当該事業主掛金の額に当該企業型DC加入者掛金の額を加えた額）が次に掲げる拠出の方法に応じ、それぞれ次に定める額を超えた場合（前号に掲げる場合を除く。） - イ DC令第10条の2本文の規定により事業主掛金を拠出する方法 企業型掛金拠出単位期間（同条本文に規定する企業型掛金拠出単位期間をいう。以下同じ。）の月数に27,500円を乗じて得た額 - ロ DC令第10条の2ただし書の規定により事業主掛金を拠出する方法 12月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの月数に27,500円を乗じて得た額からその拠出に係る企業型掛金拠出単位期間より前の企業型掛金拠出単位期間に係る事業主掛金の総額を控除した額に、その拠出することとなった日の属する企業型掛金拠出単位期間の月数に27,500円を乗じて得た額を加えた額 （続く）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
税改省令 附則第2条	拠出限度額に関する経過措置 (続き) 三 適用対象事業主が次のイからニまでのいずれかに該当した場合 イ 実施事業所(DC法第3条第3項第2号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。)がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後新たにDBを実施する厚生年金適用事業所(DC法第2条第4項に規定する厚生年金適用事業所をいう。次号イにおいて同じ。)となること。 ロ 施行日以後新たに石炭鉱業年金基金法(昭和42年法律第135号)第7条の会員(次号ロにおいて「石炭基金会員」という。)となること。 ハ 施行日以後新たに学校法人等(私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第14条第1項に規定する学校法人等をいう。次号ハにおいて同じ。)となること。 ニ 実施事業所が施行日以後新たに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。次号ニにおいて「平成25年改正前厚生年金保険法」という。)第117条第3項に規定する設立事業所(次号ニにおいて単に「設立事業所」という。)となること。 四 適用対象事業主が次に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当した場合 イ この省令の施行の際現にDBを実施している厚生年金適用事業所の事業主 DB法第4条第5号に掲げる事項の変更が効力を有することとなった場合(当該変更をするに当たり同法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の規定により掛金の額を再計算した場合に限る。)又はDBを実施する厚生年金適用事業所の事業主でなくなった場合 ロ この省令の施行の際現に石炭基金会員である事業主 (略) ハ この省令の施行の際現に学校法人等である事業主 (略) ニ この省令の施行の際現に平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主 (略) (続く)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
税改省令 附則第2条	拠出限度額に関する経過措置 （続き） 2 適用対象事業主は、前項各号に掲げる場合に該当したときは、速やかに、その旨をDC法第16条第1項に規定する企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。ただし、適用対象事業主が同法第2条第7項第1号に規定する記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。
附則第4条	他制度掛金相当額を規約に定める場合の特例 施行日前に、改正政令第1条の規定による改正後のDC令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額に関する事項を、財政再計算（DB法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の規定に基づく掛金の額の再計算をいう。）を行うことなく同法第3条第1項に規定する規約に定める場合の当該規約の変更は、DB規則第7条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する同法第7条第2項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更とする。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
法令解釈通知 第1－3 （赤字が改正部分）	法第4条第5号に掲げる事項に係る変更のうち軽微な変更の内容	
	改正後	改正前
	規則第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更は具体的には以下の変更のうち給付の額の減額<u>及び当該規約の変更が効力を有することとなる日</u>の期間に係る給付の額の増額（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合に限る。）のいずれかにも該当しないものとする。 <u>なお、当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合とは、当該給付の額が増額されることとなる加入者等が企業型年金加入者である場合をいう。</u> （1）～（6）（略）	規則第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更は具体的には以下の変更のうち給付の額の減額 <u>いものとする。</u> <u>とはならな</u> （1）～（6）（略）
法令解釈通知 第8－9 （赤字が改正部分）	年金数理人の要件については、以下の取扱いとすること。	
	改正後	改正前
	（1）（略） <u>（2）DB規則第116条の2第1項第1号の「公益社団法人日本年金数理人会が実施する試験の全科目に合格」とは、公益社団法人日本年金数理人会が令和3年度以前に実施した試験のうち「年金法令・制度運営」に合格している場合は、令和3年度以前に同会が実施した試験のうち「基礎数理Ⅰ」、「基礎数理Ⅱ」及び「会計・経済・投資理論」の全てに合格している必要があること。</u> <u>（3）（略）</u> （続く）	（1）（略） <u>（2）（略）</u> （続く）

（注）通知「『確定給付企業年金制度について』等の一部改正について」（令和4年1月21日年発0121第3号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210969.pdf

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
法令解釈通知 第8-9 (赤字が改正部分)	年金数理人の要件については、以下の取扱いとすること。	
	改正後 (続き) (4) 規則第116条の2第1項第2号の「前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者」とは、以下の①から⑤の試験全てに合格している者であって、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務に5年以上従事した者(当該業務の責任者として当該業務に2年以上従事した者に限る。)その他これに同等する知識及び経験を有する者をいう。 ① 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「数学」及び「損保数理」の試験(平成19年度以前については「数学」の試験)又は令和3年度以前に公益社団法人日本年金数理人会が実施していた「基礎数理Ⅰ」の試験 ② 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「生保数理」の試験又は令和3年度以前に公益社団法人日本年金数理人会が実施していた「基礎数理Ⅱ」の試験 ③ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「年金数理」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「年金数理」の試験 ④ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「会計・経済・投資理論」の試験又は令和3年度以前に公益社団法人日本年金数理人会が実施していた「会計・経済・投資理論」の試験 ⑤ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「年金1」及び「年金2」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「年金法令・制度運営」の試験	改正前 (続き) (3) 規則第116条の2第1項第2号の「前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者」とは、以下の①から⑤の試験全てに合格している者であって、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務に5年以上従事した者(当該業務の責任者として当該業務に2年以上従事した者に限る。)その他これに同等する知識及び経験を有する者をいう。 ① 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「数学」及び「損保数理」の試験(平成19年度以前については「数学」の試験)又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「基礎数理Ⅰ」の試験 ② 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「生保数理」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「基礎数理Ⅱ」の試験 ③ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「年金数理」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「年金数理」の試験 ④ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「会計・経済・投資理論」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「会計・経済・投資理論」の試験 ⑤ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「年金1」及び「年金2」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「年金法令・制度運営」の試験

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DBにおける加入者原簿の記録の適正な管理等について 1 (赤字が改正部分)	加入者原簿の記録の適正な管理について	
	改正後	改正前
	現行制度においては、DB規則第22条に基づき、基金型企業年金を実施する事業主は、その使用する者が加入者の資格を取得した日から起算して30日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までに企業年金基金に対し資格取得届出を行うことなどとされていること。 現行制度の取扱い、以上のとおりであるが、適正な届出の実施について、改めて基金型企業年金を実施する事業主に徹底されたいこと。 また、加入者原簿の記録の作成及び管理については、従前より承認認可基準通知において示しているが、上記の事業主の届出の徹底と併せ、改めて適正な管理を行うこと。	現行制度においては、DB規則第22条に基づき、基金型企業年金を実施する事業主は、その使用する者が加入者の資格を取得してから30日以内に に企業年金基金に対し資格取得届出を行うことなどとされていること。 現行制度の取扱い、以上のとおりであるが、適正な届出の実施について、改めて基金型企業年金を実施する事業主に徹底されたいこと。 また、加入者原簿の記録の作成及び管理については、従前より承認認可通知において示しているが、上記の事業主の届出の徹底と併せ、改めて適正な管理を行うこと。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 3－(2) (赤字が改正部分)	標準処理期間 改正後 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。 <u>ただし、税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあっても、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u>	改正前 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。
3－(6)	税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合の取扱い(新設) ① 事業主等が税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合は、税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する実施事業所の事業主が作成したDC法第2条第2項に規定する企業型DCの実施状況及びDC令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号。②において「令和3年経過措置改正政令」という。)附則第2項の経過措置の適用状況がわかる書類を添付すること。 ② 事業主等が税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあっては、税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する実施事業所を対象として実施事業所ごとに、次に掲げる事項((オ)及び(カ)に掲げる事項にあっては、当該実施事業所において企業型年金加入者である加入者がいる場合に限る。)を併せて届け出ること。 (ア) 規約(基金)番号 (イ) 実施事業主名称 (ウ) DBの実施事業所名称 (エ) 給付区分 (オ) 企業型DC規約番号 (カ) 令和3年経過措置改正政令附則第2項の経過措置の適用状況	

(注)通知名等は次ページご参照

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 様式C4ーイ (赤字が改正部分)	総括表(財政再計算報告書)	
	改正後	改正前
	(注1)～(注8)(略) <u>(注9)法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。</u>	(注1)～(注8)(略)
様式C4ーエ (赤字が改正部分)	総括表(財政再計算報告書(簡易な基準日に基づくDB))	
	改正後	改正前
	<u>(注1)(略)</u> <u>(注2)法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。</u>	<u>(注)</u> (略)

(注)通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和4年1月21日年企発0121第3号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210972.pdf

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
算定通知 確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額 Q&A 番号27 (赤字が改正部分)	<質問事項> 他制度掛金相当額はいつまでに確定給付企業年金の規約に定めておく必要があるか。	
	改正後	改正前
	<回答> 他制度掛金相当額は、令和6(2024)年11月1日までの日を適用日とする規約変更を行い、規約に定める必要がある。その際、規約変更に係る事務処理の円滑化を図る観点から、規約変更時期を分散させる必要があるため、令和4(2022)年9月1日から令和6(2024)年11月1日までの間の日を適用日とする規約変更を行う予定がある場合は当該規約変更に合わせて規定するようお願いする。ただし、加入者にとって不都合があるなどの事情等がある場合は柔軟に対応する。その際は規約変更理由書にその旨が分かるよう記載をお願いする。<u>なお、令和4(2022)年9月1日より前の日を適用日とする規約変更時に他制度掛金相当額を規約に定める事は差し支え無い。</u>	<回答> 他制度掛金相当額は、令和6(2024)年11月1日までの日を適用日とする規約変更を行い、規約に定める必要がある。その際、規約変更に係る事務処理の円滑化を図る観点から、規約変更時期を分散させる必要があるため、令和4(2022)年9月1日から令和6(2024)年11月1日までの間の日を適用日とする規約変更を行う予定がある場合は当該規約変更に合わせて規定するようお願いする。ただし、加入者にとって不都合があるなどの事情等がある場合は柔軟に対応する。その際は規約変更理由書にその旨が分かるよう記載をお願いする。
確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額 Q&A 番号28 (赤字が改正部分)	<質問事項> 確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額を変更する規約変更は、特に軽微な規約変更か。	
	改正後	改正前
	<回答> 他制度掛金相当額に関する事項に関する規約変更は、標準掛金の変更時と同様に軽微な変更として取扱う。なお、規約型であって、財政計算を伴わずに他制度掛金相当額を規約に定める規約変更は、特に軽微な変更として取扱う。	<回答> 他制度掛金相当額に関する事項に関する規約変更は、標準掛金の変更時と同様に軽微な変更として取扱う。なお、規約型であって、財政計算を伴わずに他制度掛金相当額を規約に定める規約変更は、特に軽微な変更として取扱う<u>予定</u>。

(注)通知「『確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)』の一部改正について」

(令和4年1月21日年企発0121第5号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210974.pdf

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3—1	（企業型DCの拠出限度額について）（以下②～③、⑤～⑧を追加。④は変更前の②から移行） ②企業型DCを実施する事業主は、DB等の他制度にも加入する者について他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。こと。（DC規則第10条及び第11条関係） ③企業型記録関連運営管理機関は、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで、 ・事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況 ・DB等の他制度の加入者にあつては、他制度掛金相当額 ・企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合、すなわち、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない場合は、その旨 ・拠出することができると見込まれるiDeCoの掛金の額 等を表示するものとする。こと。企業型DCに加入する者がiDeCoの加入や変更等の申出をする際には、このウェブサイトで加入の要件等を確認するよう促すこと。（DC法第27条及びDC規則第21条の2関係） ④施行の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者である場合、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が2.75万円を下回るときは2.75万円と読み替えてDC令第11条第2号を適用することで、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とすること（経過措置の適用）。（改正政令附則第2項関係） ⑤令和6年12月前に成立している企業型DC規約の場合、令和6年12月以降も企業型DCの拠出限度額は現行制度（旧制度）のままであり、加入者ごとの企業年金加入状況により、（1）企業型DCのみに加入の場合、月額5.5万円、（2）企業型DC及びDB等の他制度に加入の場合、月額2.75万円となること。 また、⑥の経過措置の適用終了事由に該当した場合は、施行後の制度が適用される（新制度の適用）こととなり、企業型DCの拠出限度額は、（1）企業型DCのみに加入の場合、変更なし（月額5.5万円）、（2）企業型DC及びDB等の他制度に加入の場合、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額となること。 （続く）

（注）通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」（令和4年1月21日年企発0121第1号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210970.pdf

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3—1	（企業型DCの拠出限度額について）（以下②～③、⑤～⑧を追加。④は変更前の②から移行） （続き） ⑥ ④に記載のとおり、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者は、経過措置の適用を受けるが、 ・施行日以後を適用日として企業型DC規約のうちDC法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合（企業型DC規約において、拠出限度額についてDC令第11条を引用している場合で、企業型DC及びDB等の他制度に加入する者に係る企業型DCの事業主掛金（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、企業型年金加入者掛金を含む。）について、旧制度の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出しようとする場合も規約変更が必要となり、その場合を含む。また、新たに企業型DCを実施する場合も含む。） ・施行日以後を適用日としてDB規約のうちDB法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによってDB法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合（厚生年金基金（プラスアルファ部分）・石炭鉱業年金基金について、同様に、規約・定款の変更を行うことによって掛金の額を再計算した場合を含む。） ・施行日以後にDB等の他制度を実施・終了した場合 には、改正政令による改正後のDC令第11条第2号を適用すること（経過措置の適用終了）。（改正政令附則第2項及び改正省令附則第2条関係） ⑦ 旧制度の適用を受けていた事業主が、新制度の適用を受けることとなったときは、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項として新制度の適用を受ける旨を企業型DC規約に記載するとともに、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。（改正省令附則第2条関係） ⑧ ④から⑦までに記載したほか、企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱いについては、2. を参照されたい

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3—1	(iDeCo の拠出限度額について) (以下③～④、⑥～⑦を追加。⑤、⑧、⑨は改正前の③～⑤から移行) ③企業型DCを実施する事業主が企業型記録関連運営管理機関及び企年連を経由して国基連に通知する事項(第2の⑤に記載の通知)に、DB等の他制度掛金相当額を追加すること。(DC規則第61条の2関係) ④DBを実施する事業主等(DB法第29条第1項に規定する事業主等をいう。⑤において同じ。)、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金は、毎月末日現在におけるDB、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金に加入する者に関する情報(他制度掛金相当額を含む。)を翌月末日までに、企年連を経由して国基連に通知しなければならないこと。DB法第93条の規定により加入者等に関する情報の管理に係る業務を同条に規定する法人に委託している場合は、この通知は、当該法人及び企年連を経由して行うものとする(厚生年金基金も同様)。これらの通知は電磁的方法により行うものとする(DC規則第61条の2関係) ⑥iDeCo の加入を国基連に申し出る際に、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の加入状況を申し出るものとする。当該申出の際、④に伴って、企業年金の加入状況を国基連が確認できることになることから、事業主証明書の添付を不要とすること。(DC規則第39条関係) 事業主証明書は廃止するが、事業主は、従業員から企業年金の加入状況の照会があった際には適切に対応すること。また、従業員の企業年金の加入状況に変更があったときには、当該従業員に周知すること。 ⑦iDeCo の加入後に、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の加入状況に変更があったときは、当該変更について国基連へ届出が必要であること。当該変更の届出の際の事業主証明書の添付も不要とすること。(DC規則第45 条関係)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3—2	企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い（新設） 1.（企業型DCの拠出限度額について）④に記載したとおり、施行の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、月額5. 5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が2. 75万円を下回るときは2. 75万円と読み替えてDC令第11条第2号を適用することで、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とするものであるが、当該経過措置の取扱いについては、1.（企業型DCの拠出限度額について）④から⑦までに記載したもののほか、以下のとおりとする。 （経過措置の管理） ①企業型DC規約は厚生年金適用事業所を実施事業所として実施するものであることを踏まえ、経過措置の適用は企業型DC規約ごとに実施事業所単位で管理すること。 企業型DC及びDB等の他制度を併用する実施事業所における経過措置の適用・終了について、原則的に、以下の考え方となること。 ・施行日以降に一部職種のみを対象として設計の変更（企業型DCの事業主掛金額の変更・財政再計算を伴うDB法第4条第5号に掲げる事項の変更）を行う場合、当該事業所の経過措置の適用が終了となり、新制度が適用（設計の変更の対象以外の職種を含め、実施事業所全体に対して新制度を適用）となること ・施行日以降、企業型DC規約及びDB規約のいずれの規約についても、1.（企業型DCの拠出限度額について）⑥に記載した事由の変更がない場合、経過措置が引き続き適用され、旧制度の適用となること（同一事業主において、複数の実施事業所がある場合でも、他の実施事業所における規約変更等の影響を受けることはない） ・施行日以降、企業型DC・DBの新たな実施事業所として追加した場合、当該事業所は経過措置の適用を受けないこと（企業型DC・DBの新規実施） ②一の実施事業所の従業員のうち一部のみを企業型DC・DBの加入者としている場合において、一定の資格を新設・変更する企業型DC規約又はDB規約の変更を行うことにより、現在加入者ではない従業員を新たに加入者の範囲に加え、新たに追加される加入者に対して既存の加入者と同じ事業主掛金額・給付設計を適用する場合、当該実施事業所に関して、既存の企業型DC規約の事業主掛金額の変更又はDB規約の給付設計の変更を行っていないことから経過措置は引き続き適用されること。 ただし、新たに追加される加入者に対して、既存の企業型DC加入者と異なる事業主掛金額を設定することや、既存のDB加入者と異なる給付区分を設ける場合、当該事業所に対する経過措置は適用終了となること。 （続く）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3ー2	企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い（新設） （続き） （実施事業所の統合・分割や組織再編等に伴う経過措置の取扱い） ①同一事業主のもとで実施事業所の統合・分割が行われる場合は、企業型DC規約及びDB規約において実施事業所の増加・減少を伴うことが想定され、このうち「実施事業所の増加」の場合は、当該実施事業所は「企業型DC・DBの新規実施」に該当することで経過措置の適用が終了となる（新制度の適用となる）が、以下の事項のいずれにも該当する場合は、基本的に、経過措置は引き続き適用されること。 ・増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ企業型DC規約又はDB規約を適用すること ・経過措置の終了事由である事業主掛金の変更・給付設計の変更に該当しないこと ・（実施事業所の統合の場合）実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと（経過措置は企業型DC規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で新制度と旧制度が混在することは不可） ②組織再編等（代表的な組織再編等には合併、会社分割、株式交換及び株式移転のほか、事業譲渡がある）が行われる場合は、企業型DC規約及びDB規約において実施事業所の事業主の変更、実施事業所の統合・分割又は加入者（若しくは実施事業所）の移転のいずれかが行われることが想定される。 組織再編等に伴って実施事業所の統合・分割が行われる場合は、実施事業所の事業主の変更を伴う場合であっても、変更前後の事業主を実質的に同一とみなすことにより、実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱いと同様の取扱いとすること。 ③組織再編等に伴って他の企業型DC規約又はDB規約に事業所ごと移転させる場合は、移転先規約において新たな実施事業所の追加となるため、当該事業所に対する経過措置は適用終了となること。ただし、移転DB加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、経過措置は引き続き適用されること。 ④①から③までにおいて示した取扱いは、実施事業所の統合・分割や組織再編等に当たって、企業型DC・DBの新規実施として扱わずに特例的に経過措置の適用を継続させるものである。このため、これらのケースに該当する企業型DC規約又はDB規約の変更を行う際には、実施事業所の統合・分割や組織再編等の事実を示す書類等の提出が必要であること。 （続く）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3ー2	企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い（新設） （続き） ⑤④の書類等の提出を必要とする規約変更は、以下のとおりであること。 ・事業所の統合・分割に伴って実施事業所の消滅や追加が生じる場合であって、特例的に実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更 ・組織再編等に伴って事業主を変更する場合であって、実施事業所の経過措置適用の継続を図る場合の規約変更 ⑥④の提出書類としては、以下のとおりであること。 ・企業型DCの経過措置適用の継続に係る申立書 （例）経過措置の適用を継続する実施事業所の名称・所在地及び継続することとなった理由（事業所の統合・分割の場合に限る。）、変更前後の事業主の名称 ・住所及び変更することとなった理由（組織再編等の場合に限る。）等を記載したもの ・事業所の統合・分割の事実を示す書類 （例）事業所の統合・分割を議決した取締役会の議事録の写し等 ・組織再編等の事実を示す書類 （例）法人登記簿謄本、会社の合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、事業分割に係る計画書等 （続く）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3―2	企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い（新設） （続き） （DB規約の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い） ①経過措置適用中の実施事業所が、DB規約の統合・分割等（※1）によって全部又は一部の加入者の権利義務を他のDB規約に移転させ、当該移転先規約において実施事業所として新たに加わる場合において、移転加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、当該実施事業所に対して、経過措置の適用終了要件である「DBの開始」として扱わずに経過措置は引き続き適用されること（※2）。 ※1 具体的には、以下の場合が該当する。 - I DB法第74条に基づく規約の統合 - II DB法第75条に基づく規約の分割 - III DB法第76条に基づく基金の合併 - IV DB法第77条に基づく基金の分割 - V DB法第79条に基づく権利義務の移転 - VI DB法第80条に基づく規約型から基金への移行 - VII DB法第81条に基づく基金から規約型への移行 ※2 この場合、移転先規約変更時の数理書類（「給付の設計の基礎を示した書類」の「規約の変更に伴う給付の額の減額」部分の備考欄）において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前と同一である旨を記載すること。 ②DB規約の統合・分割等において、上記のように新たに移転先規約において実施事業所となる場合は、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合についても、当該実施事業所に対して経過措置は引き続き適用されること（※3）。 ※3 この場合、移転先規約変更時の数理書類（「掛金の計算の基礎を示した書類」又は「財政再計算報告書」の備考欄）において、当該実施事業所の加入者に適用される給付設計が移転前規約と比べて軽微な変更の範囲である旨を記載すること。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
限度額通知 第3―4	その他（以下の（2）～（5）を追加） （2）給付の設計の軽微な変更に係る規定の見直し DB則第7条第1項第4号に規定するその他の給付の設計の軽微な変更から、規約の変更が効力を有することとなる日前の期間に係る給付の額の増額（当該増額にかかる実施事業所の事業主が企業型DCを実施している場合に限る。）となる規約の変更を除くこととすること。（DB則第7条第1項第4号関係） （3）企業年金基金の加入者の資格取得及び喪失情報の届出期限の見直し 基金型企業年金の事業主が企業年金基金に届けなければならない加入者の資格取得又は喪失情報の届出期限について、当該資格取得又は喪失の日から30日以内としているところ、これを当該資格取得又は喪失の日から30日又は当該資格取得又は喪失の日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までとすること。（DB則第22条及び第23条関係） （4）DB規約の変更に係る事業主への情報提供 DBを実施する事業主の代表又は企業年金基金は、規約を変更しようとするときは、当該規約変更に係るDBの実施事業所の事業主へ、遅滞無く、当該規約変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならないこと（厚生年金基金も同様）。（DB則第85条の3関係） （5）施行日前に他制度掛金相当額をDB規約に定める場合の特例 施行日前に、財政再計算を実施することなく、他制度掛金相当額をDB規約に定める場合、当該規約変更は、特に軽微な変更とすること。（改正省令附則第4条関係）

企業型DCの拠出限度額に係る経過措置に関するQ & A

番号	項目	質問事項	回答	備考
1	経過措置の期限	企業型DCの掛金に係る経過措置はいつまで適用されるのか。	経過措置は既存の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とすることを目的としているため、適用終了要件に該当しない限り、経過措置は引き続き適用される。	改正政令附則第2
2	企業型DCに関する取扱い	企業型DCの掛金に定率法を導入している場合であって、基準給与の改定に伴って拠出される事業主掛金額が変わる場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	基準給与の改定についてDC法第3条第3項第7号の掛金の算定方法に係る規約の変更が生じた場合又は事業主掛金額(企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、事業主掛金の額に企業型年金加入者掛金の額を加えた額。項番3において同じ。)が月額2.75万円を超えた場合は、経過措置の適用は終了する。	改正省令附則第2
3	企業型DCに関する取扱い	項番2のケースにおいて、基準給与を別紙などに定めており、引用先の退職金規程や給与規定を変更したとしても、DC規約に変更が生じない場合は、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	DC規約において、DC法第3条第3項第7号の変更が生じず、事業主掛金額が月額2.75万円を超えない場合には、経過措置は引き続き適用される。	改正省令附則第2
4	企業型DCに関する取扱い	事業主掛金相当額の返還規定(DC法第3条第3項第10号)を見直す場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	DC法第3条第3項第7号の変更ではないため、経過措置は引き続き適用される。	改正省令附則第2
5	DBに関する取扱い	企業型DCの掛金に係る経過措置の適用終了要件における「DB法第4条第5号に掲げる事項」とは、具体的にどの範囲か。	DB規約例のうち以下の範囲が該当する(いずれも規約例の場合における条項を示したもの)。 ・第3章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与 ⇒ 第7条・第8条 ・第4章 給付 第1節 通則 ⇒ 第10条～第20条 第2節 老齢給付金 ⇒ 第21条～第25条 第3節 脱退一時金 ⇒ 第26条～第30条 第4節 障害給付金 ⇒ 第31条・第32条 第5節 遺族給付金 ⇒ 第33条～第38条 なお、附則は権利義務承継等の場合における個別の取扱いを規定するものであることから、「DB法第4条第5号に掲げる事項」に原則含めない。	改正省令附則第2 DB規約例

企業型DCの拠出限度額に係る経過措置に関するQ & A

番号	項目	質問事項	回答	備考
6	DBに関する取扱い	最低保全給付の算定方法の変更は、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用終了要件に該当するか。	該当しない。	改正省令附則第2
7	DBに関する取扱い	定例の財政再計算を行った場合や軽微な給付設計変更(財政再計算が不要と判断されるもの)を行った場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	引き続き適用される。 ただし、定例の財政再計算を行った場合にあわせて財政再計算が必要と判断されるDB法第4条第5号に掲げる事項の変更を行った場合は、経過措置の適用は終了する。	改正省令附則第2
8	DBに関する取扱い	軽微な給付設計変更(財政再計算が不要と判断されるもの)と同時に加入者の資格を変更したことにより、財政再計算の実施が必要となった場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	引き続き適用される。 ただし、財政再計算を実施した場合であって、規約変更事由がDB法第4条第5号に掲げる事項の変更以外にも存在する場合は、規約変更に係る承認・認可申請時等に添付する数理書類において、給付設計変更のみを単独で行うことと仮定した場合の財政再計算の要否を記載する必要がある。	改正省令附則第2 DB承認認可基準
9	DBにおける数理書類の記載	財政再計算と同時にDB法第4条第5号に掲げる事項の変更を行う場合の「給付設計変更のみを単独で行うことと仮定した場合の財政再計算の要否」を記載する場合、当該要否のみを記載すればよい。	財政再計算の要否だけではなく、財政再計算が不要と判断した場合には、「財政再計算を行わない理由」をあわせて記載すること。	DB承認認可基準
10	一部の実施事業所における変更	複数の事業所が実施事業所となっている場合であって、一部の実施事業所において企業型DCの掛金変更又は財政再計算を伴うDB法第4条第5号に掲げる事項の変更が行われた場合、当該変更の対象とならない実施事業所の企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	経過措置の適用は、企業型DCの実施事業所単位で判定されるため、引き続き適用される。	改正省令附則第2
11	一定の資格の変更	企業型DC及びDBの規約において一定の資格を定めることで、一部の従業員のみを加入者としている事業主が、一定の資格を新設・変更し、現在加入者ではない従業員を新たに加入者に加える場合であって、新たに加入する従業員に対して既存の企業型DCの掛金及びDBの給付設計を適用する場合、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用されるか。	既存の企業型DC規約の事業主掛金の変更又はDB規約の給付設計変更を行っていないため、経過措置は引き続き適用される。 ただし、新たに加入する従業員に対して、既存の企業型DC加入者と異なる事業主掛金額の算定方法等を設定する場合や、既存のDB加入者と異なる給付区分(別の標準掛金)を設ける場合は、当該経過措置の適用は終了する。	改正省令附則第2

企業型DCの拠出限度額に係る経過措置に関するQ & A

番号	項目	質問事項	回答	備考
12	実施事業所の追加	企業型DCの掛金に係る経過措置が適用されている実施事業所の事業主が、企業型DC及びDBの規約において、他の実施事業所を追加する場合、当該実施事業所に対しても当該経過措置は適用されるか。	適用されない。	改正省令附則第2
13	組織再編時の取扱い	組織再編に伴い、企業型DCの掛金に係る経過措置が適用されている実施事業所のDBが別のDBに実施事業所ごと権利義務移転する場合、当該実施事業所に対して当該経過措置は引き続き適用されるか。	原則、適用されない。(経過措置の適用が終了する。)ただし、移転前後で同一の給付設計を適用する場合やDB規約の統合・分割等において、新たに別のDB規約において実施事業所となる場合であって、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合は、企業型DCの掛金に係る経過措置は引き続き適用される。	改正省令附則第2 限度額通知
14	厚生年金保険の一括適用の取扱い	厚生年金保険の一括適用により複数の実施事業所を一つの実施事業所とした場合、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用状況はどうなるか。	当該一括適用事業所に経過措置が適用されていれば、当該経過措置は引き続き適用される。	
15	経過措置適用・終了に係る手続	企業型DCにおいて、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用を受ける場合や当該経過措置の適用を終了させる場合は、それぞれどのような手続が必要か。	企業型DCにおいて、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用を受ける場合や当該経過措置の適用を終了させる場合の手続の詳細は、別途取扱いを検討しており、当該取扱いについて整理でき次第、お知らせする。	
16	DB規約変更時の手続	企業型DCの掛金に係る経過措置の適用終了要件に該当するDB規約変更を行う場合、DB側ではどのような手続が必要か。	実際に企業型DCの掛金に係る経過措置の適用が終了となるか否かにかかわらず、DB規約の変更に係る承認・認可申請又は届出を行う場合は、 ・数理書類において、当該経過措置適用に係る継続可否の判断に必要な情報を記載すること ・改正省令附則第2条第3号イ又は同条第4号イに掲げる事項に該当する場合、当該事項に該当する全ての事業主から、申立書の提出を受け、概要をまとめた一覧表と併せて申請書類に添付することが必要となる。	限度額通知 DB承認認可基準

企業型DCの拠出限度額に係る経過措置に関するQ & A

番号	項目	質問事項	回答	備考
17	組織再編等に係る規約変更手続	「実施事業所の統合・分割の事実を示す書類」や「組織再編等の事実を示す書類」とは具体的に何を指しているか。	具体的には、「実施事業所の統合・分割の事実を示す書類」とは事業所の統合・分割を議決した取締役会の議事録の写し等を、「組織再編等の事実を示す書類」とは法人登記簿謄本、会社の合併に係る契約書、事業譲渡に係る契約書、事業分割に係る計画書等を指している。なお、事業所の統合・分割を議決した取締役の議事録の写し等がない場合は相談すること。	限度額通知
18	組織再編等に係る規約変更手続	「実施事業所の統合・分割の事実を示す書類」や「組織再編等の事実を示す書類」の提出が規約申請時に間に合わない場合はどうするか。	申請時に当該書類の提出が間に合わない場合は、今後予定されている組織再編等の内容がわかる資料を添付すること。	
19	企業型DC規約の変更申請スケジュール	企業型DC規約において一部又は全部の事業所の企業型DCの掛金に係る経過措置の適用を終了させる変更を行う場合、当該規約変更に係る承認申請は、現行どおりの申請スケジュールに基づいて進めて良いか。	よい。 ただし、令和6年12月の施行時は、DC規約変更が集中することが想定されるため、別途取扱いを検討しており、当該取扱いについては整理でき次第、お知らせする。	
20	DB規約の変更申請スケジュール	財政再計算を伴うDB法第4条第5号に掲げる事項の変更に伴い、企業型DCの掛金に係る経過措置の適用が終了となる場合、DB規約変更に係る承認・認可申請又は届出は、現行どおりの申請スケジュールに基づいて進めて良いか。	規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに申請又は届出すること。なお、当該適用日までに、DB規約の変更手続に加え、企業型DC規約の変更手続についても完了させる必要があるため、遅滞のないように注意されたい。	DB承認認可基準
21	DB以外の他制度の取扱い	厚生年金基金制度を始めとしたDB以外の他制度についても、DBと同様に、企業型DCの掛金に係る経過措置の取扱いが適用されるか。	経過措置適用終了要件が異なる部分もあるが、DB以外の他制度においても、DBと同様の取扱いを原則適用可能とする。	

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することとはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令改正、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4837